

清須市地域防災計画

新旧対照表

平成27年改正

清須市防災計画 第1章 総則 (H27.2.1時点)

現 行		改 正 案																		
P7	第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置 第2 県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>師勝保健所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	師勝保健所		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清須保健所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	清須保健所		名称 変更								
	機関の名称	事務又は業務の大綱																		
師勝保健所																				
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
清須保健所																				
P8	第3 指定地方行政機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>3 災害等緊急時に応急措置等のため必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>3 電力・ガスの供給の確保に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東海財務局	3 災害等緊急時に応急措置等のため必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること	東海農政局	8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導	中部経済産業局	3 電力・ガスの供給の確保に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>3 災害が発生した場合における応急措置等のため必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>3 電力・ガスの安定供給の確保に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東海財務局	3 災害が発生した場合における応急措置等のため必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること	東海農政局	8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導	中部経済産業局	3 電力・ガスの安定供給の確保に関すること	表記 の整 理
	機関の名称	事務又は業務の大綱																		
	東海財務局	3 災害等緊急時に応急措置等のため必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること																		
	東海農政局	8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導																		
中部経済産業局	3 電力・ガスの供給の確保に関すること																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
東海財務局	3 災害が発生した場合における応急措置等のため必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること																			
東海農政局	8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導																			
中部経済産業局	3 電力・ガスの安定供給の確保に関すること																			

現 行		改 正 案		表 記 の 整 理													
P9	第3 指定地方行政機関	第3 指定地方行政機関															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">名古屋地方気象台</td> <td><u>2 異常気象時における気象予警報（大規模地震関連情報を含む）の発表及び通知に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 災害発生時における気象観測資料（地震情報を含む）の提供に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>4 略 <u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	名古屋地方気象台	<u>2 異常気象時における気象予警報（大規模地震関連情報を含む）の発表及び通知に関すること</u>	<u>3 災害発生時における気象観測資料（地震情報を含む）の提供に関すること</u>	4 略 <u>（追加）</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">名古屋地方気象台</td> <td><u>2 気象情報に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努める</u></td> </tr> <tr> <td>4 略</td> </tr> <tr> <td><u>5 清須市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う</u></td> </tr> <tr> <td><u>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や清須市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></td> </tr> <tr> <td><u>7 県や清須市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	名古屋地方気象台	<u>2 気象情報に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める</u>	<u>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努める</u>	4 略	<u>5 清須市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う</u>	<u>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や清須市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u>	<u>7 県や清須市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める</u>
機関の名称	事務又は業務の大綱																
名古屋地方気象台	<u>2 異常気象時における気象予警報（大規模地震関連情報を含む）の発表及び通知に関すること</u>																
	<u>3 災害発生時における気象観測資料（地震情報を含む）の提供に関すること</u>																
	4 略 <u>（追加）</u>																
機関の名称	事務又は業務の大綱																
名古屋地方気象台	<u>2 気象情報に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める</u>																
	<u>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努める</u>																
	4 略																
	<u>5 清須市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う</u>																
	<u>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や清須市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u>																
	<u>7 県や清須市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める</u>																

現 行		改 正 案										
P11	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・テ イ・ドコモ東海支社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	株式会社エヌ・ティ・テ イ・ドコモ東海支社		<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社NTT ドコモ東海支社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	株式会社NTT ドコモ東海支社			商号 の変 更
機関の名称	事務又は業務の大綱											
株式会社エヌ・ティ・テ イ・ドコモ東海支社												
機関の名称	事務又は業務の大綱											
株式会社NTT ドコモ東海支社												
P20	<p>第4節 地域としての災害危険性</p> <p>第2 地震</p> <p>1 想定される地震</p> <p>愛知県における想定される地震については、濃尾地震及び東海地震、<u>東南海・南海地震</u>などがある。</p> <p>濃尾地震については、「濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査報告書」（平成3年3月）、東海地震及び東南海・南海地震については、「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成15年5月公表）をもとにして、以下にそのあらましをまとめた。なお、清須市は、「<u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成15年7月施行）において、地震防災対策推進地域に指定されていることから、</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>東南海・南海地震</u></p> <p>2 想定地震による災害</p> <p>(1) 地震動・液状化による被害</p> <p>また、想定<u>東南海・南海地震</u>や想定東海地震発生時における強振動よる建物被害については一般に建築年代の古い木造住宅、屋根の重い家、1階に壁や柱の少ない建物では、かなり破損し、中には倒れるものも出ることが予想される。また、建物の外装部の剥落や窓ガラスの破損も予想される。さらに、長周期地震動による構造物等の被害も想定される。</p> <p>以上をまとめると、特に清須市の市街地部にかけて形成される木造住宅密集市街地においては、想定濃尾地震発生時はもち</p>	<p>第4節 地域としての災害危険性</p> <p>第2 地震</p> <p>1 想定される地震</p> <p>愛知県における想定される地震については、濃尾地震及び東海地震、<u>南海トラフ地震</u>などがある。</p> <p>濃尾地震については、「濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査報告書」（平成3年3月）、東海地震及び東南海・南海地震については、「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成15年5月公表）をもとにして、以下にそのあらましをまとめた。なお、清須市は、「<u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成15年7月施行）において、地震防災対策推進地域に指定されていることから、</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>南海トラフ地震</u></p> <p>2 想定地震による災害</p> <p>(1) 地震動・液状化による被害</p> <p>また、想定<u>南海トラフ地震</u>や想定東海地震発生時における強振動よる建物被害については一般に建築年代の古い木造住宅、屋根の重い家、1階に壁や柱の少ない建物では、かなり破損し、中には倒れるものも出ることが予想される。また、建物の外装部の剥落や窓ガラスの破損も予想される。さらに、長周期地震動による構造物等の被害も想定される。</p> <p>以上をまとめると、特に清須市の市街地部にかけて形成される木造住宅密集市街地においては、想定濃尾地震発生時はもち</p>		法の 改正								
P21				法の 改正								

現 行		改 正 案	
	ろん、想定 <u>東南海・南海地震</u> 、想定東海地震発生時においても、住宅等建物被害による大きな混乱の起こる可能性が高い。	ろん、想定 <u>南海トラフ地震</u> 、想定東海地震発生時においても、住宅等建物被害による大きな混乱の起こる可能性が高い。	
P23	<p>第5節 防災ビジョン</p> <p>あらまし (略)</p> <p>「計画の目的」の設定にあたっては、地域防災計画の究極の目的となる「市民の安全の確保」に関し、障害者や高齢者・幼児といった、いわゆる「<u>災害時要援護者</u>」<u>さらに外国人等</u>の安全確保を図る観点から、「地域防災計画のノーマライゼーション（「共生の論理」の適用・徹底）」を補足的な「目的」規定として位置づける。</p>	<p>第5節 防災ビジョン</p> <p>あらまし (略)</p> <p>「計画の目的」の設定にあたっては、地域防災計画の究極の目的となる「市民の安全の確保」に関し、障害者や高齢者・幼児、<u>外国人</u>といった、いわゆる「<u>要配慮者</u>」の安全確保を図る観点から、「地域防災計画のノーマライゼーション（「共生の論理」の適用・徹底）」を補足的な「目的」規定として位置づける。</p>	法の改正
P24	<p>第2 基本目標</p> <p>1 基本目標 (略)</p> <p>13 <u>災害時要援護者</u>の安全確保対策の確立</p>	<p>第2 基本目標</p> <p>1 基本目標 (略)</p> <p>13 <u>要配慮者</u>の安全確保対策の確立</p>	法の改正
P26	<p>第3 施策の大綱</p> <p>2 基本目標のあらましや背景等 災害に強い都市をつくる (略)</p> <p>(4) まちの「ノーマライゼーション」 (略)</p> <p>まちづくり計画のなかで出来ること、コミュニティの活性化を計画的に進める中で出来ることを加味検討し、まちの「ノーマライゼーション」(<u>災害時要援護者</u>の安全確保のための環境整備)を進める必要がある。</p>	<p>第3 施策の大綱</p> <p>2 基本目標のあらましや背景等 災害に強い都市をつくる (略)</p> <p>(4) まちの「ノーマライゼーション」 (略)</p> <p>まちづくり計画のなかで出来ること、コミュニティの活性化を計画的に進める中で出来ることを加味検討し、まちの「ノーマライゼーション」(<u>要配慮者</u>の安全確保のための環境整備)を進める必要がある。</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P27	<p>防災施設・設備等を整備・強化する (略)</p> <p>(2) 安全避難のための環境整備 (略)</p> <p>また、非常時において、混乱を最小限にとどめながら適切に避難するための誘導體制の整備や資機材・救助用ボート等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分ないわゆる「災害時要援護者」が適切に避難できるような避難準備情報の発表、介助体制があわせて確立される必要がある。</p> <p>(3) 「その他救援・救護対策実施のための環境整備」 (略)</p> <p>第3に平常時において、様々な介護介助サービスを受けている高齢者・障害者・乳幼児・病弱者・人工透析患者等に対する緊急時におけるサービスの停止もしくは低下を最小限にとどめるために必要な「災害時要援護者等の安全環境整備」が必要となる。</p>	<p>防災施設・設備等を整備・強化する (略)</p> <p>(2) 安全避難のための環境整備 (略)</p> <p>また、非常時において、混乱を最小限にとどめながら適切に避難するための誘導體制の整備や資機材・救助用ボート等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分ないわゆる「要配慮者」が適切に避難できるような避難準備情報の発表、介助体制があわせて確立される必要がある。</p> <p>(3) 「その他救援・救護対策実施のための環境整備」 (略)</p> <p>第3に平常時において、様々な介護介助サービスを受けている高齢者・障害者・乳幼児・病弱者・人工透析患者等に対する緊急時におけるサービスの停止もしくは低下を最小限にとどめるために必要な「要配慮者等の安全環境整備」が必要となる。</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
P28	<p>(4) 施設・設備等の「ノーマライゼーション」</p> <p>防災のための施設・設備等の整備・強化を進める上でも、「ノーマライゼーション」(災害時要援護者の安全確保にも配慮した施設・設備等の整備)の適用・徹底が行われる必要がある。</p>	<p>(4) 施設・設備等の「ノーマライゼーション」</p> <p>防災のための施設・設備等の整備・強化を進める上でも、「ノーマライゼーション」(要配慮者の安全確保にも配慮した施設・設備等の整備)の適用・徹底が行われる必要がある。</p>	<p>法の改正</p>

現 行		改 正 案	
P29	<p>実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える (略)</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の安全確保対策の確立 (略)</p> <p>これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも地域防災計画上「<u>災害時要援護者</u>の安全確保対策」に関するとりきめがないことによる。<u>災害時要援護者</u>に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当課を明確化し、あわせて避難所において安否の確認や<u>災害時要援護者</u>優先のために必要なルールをとりきめておく。避難所には必ず市の担当職員を配置しルールの適用を担保する。また、県や国を通じて広域的な受け入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに様々な介護介助サービスの、緊急時における停止もしくは低下を最小限にとどめるために必要な「<u>災害時要援護者</u>対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策が確立される必要がある。</p>	<p>実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える (略)</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の安全確保対策の確立 (略)</p> <p>これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも地域防災計画上「<u>要配慮者</u>の安全確保対策」に関するとりきめがないことによる。<u>要配慮者</u>に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当課を明確化し、あわせて避難所において安否の確認や<u>要配慮者</u>優先のために必要なルールをとりきめておく。避難所には必ず市の担当職員を配置しルールの適用を担保する。また、県や国を通じて広域的な受け入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに様々な介護介助サービスの、緊急時における停止もしくは低下を最小限にとどめるために必要な「<u>要配慮者</u>対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策が確立される必要がある。</p>	法の 改正

清須市防災計画 第2章 風水害等災害・地震災害予防計画（H27.2.1時点）

現 行		改 正 案	
P31	<p>あらかし (略)</p> <p>そして第11節と12節では、市民・職員の災害時の行動力強化の観点から、行政機関職員及び市民が混乱した状況に際しても、自らの生命を守り、介助支援を必要とする高齢者・障害者・その他の要<u>支援者</u>の安全な避難を地域ぐるみで確保できるよう、「防災基礎体力の向上」「<u>災害時要援護者</u>等の安全環境整備」について必要な対策を記載している。</p>	<p>あらかし (略)</p> <p>そして第11節と12節では、市民・職員の災害時の行動力強化の観点から、行政機関職員及び市民が混乱した状況に際しても、自らの生命を守り、介助支援を必要とする高齢者・障害者・その他の要<u>配慮者</u>の安全な避難を地域ぐるみで確保できるよう、「防災基礎体力の向上」「<u>要配慮者</u>等の安全環境整備」について必要な対策を記載している。</p>	法の改正
P39	<p>第2節 応急活動体制の整備・強化 第3 災害時の広報体制の整備・強化 2. 基本方針 (略) 第2に「点字、手話、外国語等<u>災害時要援護者</u>向広報活動実施体制の整備・強化」</p>	<p>第2節 応急活動体制の整備・強化 第3 災害時の広報体制の整備・強化 2. 基本方針 (略) 第2に「点字、手話、外国語等<u>要配慮者</u>向広報活動実施体制の整備・強化」</p>	法の改正
P42	<p>第3節 被害の軽減・防止 第2 防災構造物整備対策 2. 基本方針 (略) 第2に「<u>災害時要援護者</u>の安全確保対策の一環としての耐震・耐水性能強化に関する支援」</p> <p>3. 施策の体系 (略) <u>災害時要援護者</u>の安全確保のための支援</p>	<p>第3節 被害の軽減・防止 第2 防災構造物整備対策 2. 基本方針 (略) 第2に「<u>要配慮者</u>の安全確保対策の一環としての耐震・耐水性能強化に関する支援」</p> <p>3. 施策の体系 (略) <u>要配慮者</u>の安全確保のための支援</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P52	<p>第5節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 避難場所の指定・整備</p> <p>2. 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「洪水時」「大規模地震もしくは市街地大火発生時」の2つの場合における、避難場所の指定・整備を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に「大規模地震もしくは市街地大火発生時における緊急避難のための広域避難場所の指定・整備、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に様子を見る場所又は集団を形成する場所、ボランティア等の救援活動拠点となる場所としての一時避難場所の確保」、第2に「洪水発生時における避難所の指定・整備」、第3に「一時的生活の場であり防災拠点ともなる避難所予定施設の各機能を発揮するために必要な設備の強化並びに備蓄の推進」、第4に「<u>災害時要援護者</u>にも配慮した環境整備」のため空調・洋式トイレ等の施設・設備の整備に努めることにより総合的に避難場所の指定・整備を行う。</p>	<p>第5節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 避難場所の指定・整備</p> <p>2. 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「洪水時」「大規模地震もしくは市街地大火発生時」の2つの場合における、避難場所の指定・整備を<u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を</u>以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に「大規模地震もしくは市街地大火発生時における緊急避難のための広域避難場所の指定・整備、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に様子を見る場所又は集団を形成する場所、ボランティア等の救援活動拠点となる場所としての一時避難場所の確保」、第2に「洪水発生時における避難所の指定・整備」、第3に「一時的生活の場であり防災拠点ともなる避難所予定施設の各機能を発揮するために必要な設備の強化並びに備蓄の推進」として、<u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。また、避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図る。</u>第4に「<u>要配慮者</u>にも配慮した環境整備」のため空調・洋式トイレ等の施設・設備の整備に努めることにより総合的に避難場所の指定・整備を行う。</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P54	<p>第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>第4に「高齢者・障害者その他の災害時要援護者の安全避難支援体制の確立」として、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。第5に「適切な避難誘導計画の点検・整備」を図ることにより総合的に避難誘導體制の整備を行う。第6に避難所の管理運営は、「避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した及び避難者の代表等（または自治会の組織の代表等）による運営とともに、市職員の管理運営に参画する体制」を検討していく。<u>(追加)</u></p>	<p>第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>第4に「高齢者・障害者その他の避難行動要支援者の安全避難支援体制の確立」として、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。第5に「適切な避難誘導計画の点検・整備」を図ることにより総合的に避難誘導體制の整備を行う。第6に避難所の管理運営は、「避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した及び避難者の代表等（または自治会の組織の代表等）による運営とともに、市職員の管理運営に参画する体制」を検討していく。<u>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p>	法の改正
P55	<p>3. 施策の体系 (略)</p> <p><u>災害時要援護者</u>の避難支援体制の確立</p>	<p>3. 施策の体系 (略)</p> <p><u>避難行動要支援者</u>の避難支援体制の確立</p>	法の改正
P69	<p>第1 1節 防災基礎体力の向上</p> <p>第1 地域・組織</p> <p>1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点 (略)</p> <p>● 地域ぐるみで「災害時要援護者」を支援し助け合う防災体制確立の重要性</p>	<p>第1 1節 防災基礎体力の向上</p> <p>第1 地域・組織</p> <p>1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点 (略)</p> <p>● 地域ぐるみで「要配慮者」を支援し助け合う防災体制確立の重要性</p>	法の改正

	現 行	改 正 案	
P69	<p>2 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「突発型」「予知型」の2つの場合における、「地域・組織としての防災力」の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に「自主防災組織連絡会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成等による自主防災組織の結成促進・強化、コミュニティ活動の活性化等市民相互の協力による防災体制の強化、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域防災力の向上」を図る。なお、自主防災会については、効果的に防災活動を行えるように平常時、災害発生時における役割等を確認する。第2に「商工会・業者別団体・社会教育関係団体並びに事業所における防災体制の強化」、第3に「市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立」を図ることにより地域・組織としての防災体制の整備・強化を行う。また、<u>(追加)</u></p>	<p>2 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「突発型」「予知型」の2つの場合における、「地域・組織としての防災力」の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に「自主防災組織連絡会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成等による自主防災組織の結成促進・強化、コミュニティ活動の活性化等市民相互の協力による防災体制の強化、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域防災力の向上」を図る。なお、自主防災会については、効果的に防災活動を行えるように平常時、災害発生時における役割等を確認する。<u>また、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。</u>第2に「商工会・業者別団体・社会教育関係団体並びに事業所における防災体制の強化」、第3に「市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立」を図ることにより地域・組織としての防災体制の整備・強化を行う。また、<u>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p>	対 策 の 整 備

現 行		改 正 案	
P72	<p>第3 防災訓練</p> <p>2. 基本方針</p> <p>また、その他東海豪雨における実体験を教訓とするとともに、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、<u>地震</u>規模や被害想定を明確にするるとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3 防災訓練</p> <p>2. 基本方針</p> <p>また、その他東海豪雨における実体験を教訓とするとともに、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、<u>災害</u>規模や被害想定を明確にするるとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。</p> <p><u>様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努めるものとする。</u></p>	<p>誤記</p> <p>対策の整備</p>
P74	<p>第12節 <u>災害時要援護者</u>等の安全環境整備</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>災害時要援護者</u>向救援サービス実施上、事前の準備・民間団体の協力等が不可欠なこと <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その他東海豪雨及び阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく<u>災害時要援護者</u>等の安全環境整備 <p>2. 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「風水害」「地震災害」の2つの場合における、高齢者・障害者・傷病者・乳幼児・外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある者(以下「<u>災害時要援護者</u>」という。)の安全環境整備を<u>災害時要援護</u></p>	<p>第12節 <u>要配慮者</u>等の安全環境整備</p> <p><u>第1 要配慮者</u></p> <p>1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者</u>向救援サービス実施上、事前の準備・民間団体の協力等が不可欠なこと <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その他東海豪雨及び阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく<u>要配慮者</u>等の安全環境整備 <p>2. 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「風水害」「地震災害」の2つの場合における、高齢者・障害者・傷病者・乳幼児・外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある者(以下「<u>要配慮者</u>」という。)の安全環境整備を<u>内閣府作成の</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

	現 行	改 正 案	
P74	<p><u>者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」</u>を踏まえ、県が作成している「市町村<u>災害時要援護者支援体制マニュアル</u>」を活用<u>する</u>ものとする。また、<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図ることにより総合的に避難誘導體制の整備を行う。すなわち、第1に「<u>災害時要援護者</u>の状況把握、緊急警報システムの整備、応援協力体制の整備、防災教育・防災訓練の実施による在宅者対策」、第2に「住宅並びに公共施設・福祉施設等建築物の耐震性能の向上による人的被害の防止」、第3に「地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり」、第4に「<u>災害時要援護者</u>優先の非常時生活行動規則の確立・徹底」、第5に「<u>災害時要援護者</u>専用2次避難所の広域的ネットワークの確立」、第6に「<u>災害時要援護者</u>相互扶助組織・ボランティア団体・事業所等並びに関係機関との連携強化」、第7に「近隣もしくは遠隔地市町村との相互応援協定の締結」を図ることにより総合的に<u>災害時要援護者</u>等の環境整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>また、その他東海豪雨及び阪神・淡路大震災後に随時発表される報告書・指針をもとに、<u>災害時要援護者</u>等の環境整備のために必要な研究を行う。</p>	<p>「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を踏まえ、県が作成している「市町村<u>のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル</u>」を活用し、<u>進める</u>ものとする。また、<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図ることにより総合的に避難誘導體制の整備を行う。すなわち、第1に「<u>要配慮者</u>の状況把握、緊急警報システムの整備、応援協力体制の整備、防災教育・防災訓練の実施による在宅者対策」、第2に「住宅並びに公共施設・福祉施設等建築物の耐震性能の向上による人的被害の防止」、第3に「地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり」、第4に「<u>要配慮者</u>優先の非常時生活行動規則の確立・徹底」、第5に「<u>要配慮者</u>専用2次避難所の広域的ネットワークの確立」、第6に「<u>要配慮者</u>相互扶助組織・ボランティア団体・事業所等並びに関係機関との連携強化」、第7に「近隣もしくは遠隔地市町村との相互応援協定の締結」を図ることにより総合的に<u>要配慮者</u>等の環境整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>また、その他東海豪雨及び阪神・淡路大震災後に随時発表される報告書・指針をもとに、<u>要配慮者</u>等の環境整備のために必要な研究を行う。</p>	法の改正
P75	<p>3. 施策の体系</p> <p><u>災害時要援護者</u>等の安全環境整備</p> <p><u>災害時要援護者</u>優先の非常時ルール^{の確立・徹底}</p> <p><u>災害時要援護者</u>専用二次避難所^{の確保}</p>	<p>3. 施策の体系</p> <p><u>要配慮者</u>等の安全環境整備</p> <p><u>要配慮者</u>優先の非常時ルール^{の確立・徹底}</p> <p><u>要配慮者</u>専用二次避難所^{の確保}</p>	法の改正

現 行		改 正 案
P76	<u>(追加)</u>	<p><u>第2 避難行動要支援者名簿の整備</u></p> <p><u>1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>● 災害発生時には避難行動要支援者名簿が円滑な支援につながる</u> <u>● 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</u> <u>● 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> <u>● 避難行動要支援者名簿の更新</u> <u>● 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置</u> <u>● 要配慮者が円滑に避難のため立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u> <u>● 避難支援等関係者となる者</u> <u>● 避難支援等関係者の安全確保</u> <u>● 平成27年度からの地域防災計画の見直しに合わせた避難行動要支援者の名簿等の変更</u> <p><u>2. 基本方針</u></p> <p><u>清須市は、要配慮者のうち災害発生時等に特に避難支援を要する者の名簿（以下「名簿」という。）を整備する。名簿に掲載する災害発生時等に特に避難支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の範囲は、65歳以上の一人暮らし高齢者、要介護高齢者、身体障害者、知的障害者、その他市長が必要と認める者とする。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他必要な事項を記載・記録するものとし、必要な個人情報の入手方法は、市社会福祉課が保有する身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳及び高齢福祉課が保有する介護保険受給者台帳その他名簿の作成に必要な台帳を活用し名簿の整備をするとともに、新たに市に転</u></p>

法の
改正

法の
改正

	現 行	改 正 案	
P76		<p><u>入した者や名簿に掲載する者の範囲に該当することとなったものを名簿に掲載する。名簿に掲載されたものが転居や死亡等の異動を住民登録により確認した場合又は社会福祉施設等へ長期間入所を把握した場合は名簿から削除する。</u></p> <p><u>市は名簿情報を西春日井広域事務組合、西枇杷島警察署、民生委員・児童委員、清須市社会福祉協議会、清須市市政推進委員、市内自主防災組織及び町内会組織（以下「避難支援等関係者」という。）に平常時から提供できるものとし、名簿情報の提供にあつては、避難行動要支援者本人の同意を確認する。同意方法は、本人の同意が確認できると判断できる書面により行い、本人が障害等により同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合にあつては、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、本人が同意したものとみなす。</u></p> <p><u>名簿提供に際し情報漏えいを防止するために、個人情報適切に取り扱われるよう指導する。</u></p> <p><u>避難の勧告・指示を行った場合は、第3章第5節第1避難勧告・指示の伝達により行い、特に避難行動要支援者に配慮した名簿情報を有効に活用した方法により支援を行う。</u></p> <p><u>避難支援等関係者は、避難行動要支援者の支援を避難情報に基づき行うものとする。市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>上記の名簿等は、平成27年度から予定される清須市地域防災計画の見直しに合わせて変更することを予定する。見直しされるまでの間は、上記の名簿と災害時要援護者台帳を併用し避難支援を実施することとする。</u></p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P77		<u>3. 施策の体系</u> <u>避難行動要支援者名簿の整備</u> <u>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</u> <u>避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> <u>避難行動要支援者名簿の更新</u> <u>避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置</u> <u>要配慮者が円滑に避難のため立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u> <u>避難支援等関係者となる者</u> <u>避難支援等関係者の安全確保</u> <u>平成27年度からの地域防災計画の見直しにあわせた名簿等の変更</u>	法の改正

清須市防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画 (H27.2.1時点)

現 行		改 正 案									
P97	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 気象情報等の伝達体制</p> <p>3 浸水想定区域内への<u>要援護者</u>施設への情報伝達</p> <p>(附属資料)</p> <table border="1"> <tr> <td>資 料</td> <td>1 洪水時の避難確保が必要な<u>要援護者</u>施設一覧</td> </tr> </table>	資 料	1 洪水時の避難確保が必要な <u>要援護者</u> 施設一覧	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 気象情報等の伝達体制</p> <p>3 浸水想定区域内への<u>要配慮者</u>施設への情報伝達</p> <p>(附属資料)</p> <table border="1"> <tr> <td>資 料</td> <td>1 洪水時の避難確保が必要な<u>要配慮者</u>施設一覧</td> </tr> </table>	資 料	1 洪水時の避難確保が必要な <u>要配慮者</u> 施設一覧	法の改正				
資 料	1 洪水時の避難確保が必要な <u>要援護者</u> 施設一覧										
資 料	1 洪水時の避難確保が必要な <u>要配慮者</u> 施設一覧										
P98	<p>第2 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 情報の一般的収集、伝達系統</p> <p>【情報の一般的収集伝達系統図】</p> <table border="1"> <tr> <td>尾 張 県 民 事 務 所</td> </tr> <tr> <td><u>師 勝</u> 保 健 所</td> </tr> <tr> <td>尾張農林水産事務所</td> </tr> <tr> <td>尾 張 建 設 事 務 所</td> </tr> </table> <p>2 情報の収集</p> <p>(1) 収集すべき情報の内容</p> <p>① 災害発生後、直ちに収集すべき情報</p> <p>ア 市民等の安否に関する情報</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各地区における<u>災害時要援護者</u>の安否 <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報 (対策実施能力の現況を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉センター・心身障害者通所作業所その他<u>災害時要援護者</u>向施設 	尾 張 県 民 事 務 所	<u>師 勝</u> 保 健 所	尾張農林水産事務所	尾 張 建 設 事 務 所	<p>第2 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 情報の一般的収集、伝達系統</p> <p>【情報の一般的収集伝達系統図】</p> <table border="1"> <tr> <td>尾 張 県 民 事 務 所</td> </tr> <tr> <td><u>清 須</u> 保 健 所</td> </tr> <tr> <td>尾張農林水産事務所</td> </tr> <tr> <td>尾 張 建 設 事 務 所</td> </tr> </table> <p>2 情報の収集</p> <p>(1) 収集すべき情報の内容</p> <p>① 災害発生後、直ちに収集すべき情報</p> <p>ア 市民等の安否に関する情報</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各地区における<u>要配慮者</u>の安否 ● <u>被災者台帳の作成</u> <p>(略)</p> <p>ウ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報 (対策実施能力の現況を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉センター・心身障害者通所作業所その他<u>要配慮者</u>向施設 	尾 張 県 民 事 務 所	<u>清 須</u> 保 健 所	尾張農林水産事務所	尾 張 建 設 事 務 所	<p>名称の変更</p> <p>法の改正</p>
尾 張 県 民 事 務 所											
<u>師 勝</u> 保 健 所											
尾張農林水産事務所											
尾 張 建 設 事 務 所											
尾 張 県 民 事 務 所											
<u>清 須</u> 保 健 所											
尾張農林水産事務所											
尾 張 建 設 事 務 所											

現 行		改 正 案																	
P104	<p>6 重要な災害情報の収集伝達 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>6 重要な災害情報の収集伝達 (略) <u>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</u> <u>市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u> <u>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u></p>	法の改正																
P110	<p>第4節 災害広報 第1 災害広報体制の確立 1 災害広報体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>災害時要援護者</u>向広報体制の確立</td> <td>(略) (2) <u>災害時要援護者</u>向広報資料の作成 (3) <u>災害時要援護者</u>向巡回広報広聴チームの編成</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 主に広報すべき情報項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の発生段階</th> <th>情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生直後の広報</td> <td>(略) ● <u>災害時要援護者</u>保護及び人命救助の協力呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	<u>災害時要援護者</u> 向広報体制の確立	(略) (2) <u>災害時要援護者</u> 向広報資料の作成 (3) <u>災害時要援護者</u> 向巡回広報広聴チームの編成	災害の発生段階	情報項目	災害発生直後の広報	(略) ● <u>災害時要援護者</u> 保護及び人命救助の協力呼びかけ	<p>第4節 災害広報 第1 災害広報体制の確立 1 災害広報体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>要配慮者</u>向広報体制の確立</td> <td>(略) (2) <u>要配慮者</u>向広報資料の作成 (3) <u>要配慮者</u>向巡回広報広聴チームの編成</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 主に広報すべき情報項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の発生段階</th> <th>情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生直後の広報</td> <td>(略) ● <u>要配慮者</u>保護及び人命救助の協力呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	<u>要配慮者</u> 向広報体制の確立	(略) (2) <u>要配慮者</u> 向広報資料の作成 (3) <u>要配慮者</u> 向巡回広報広聴チームの編成	災害の発生段階	情報項目	災害発生直後の広報	(略) ● <u>要配慮者</u> 保護及び人命救助の協力呼びかけ	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
役割項目	手順その他必要事項																		
<u>災害時要援護者</u> 向広報体制の確立	(略) (2) <u>災害時要援護者</u> 向広報資料の作成 (3) <u>災害時要援護者</u> 向巡回広報広聴チームの編成																		
災害の発生段階	情報項目																		
災害発生直後の広報	(略) ● <u>災害時要援護者</u> 保護及び人命救助の協力呼びかけ																		
役割項目	手順その他必要事項																		
<u>要配慮者</u> 向広報体制の確立	(略) (2) <u>要配慮者</u> 向広報資料の作成 (3) <u>要配慮者</u> 向巡回広報広聴チームの編成																		
災害の発生段階	情報項目																		
災害発生直後の広報	(略) ● <u>要配慮者</u> 保護及び人命救助の協力呼びかけ																		

現 行		改 正 案	
P121	<p>第5節 避難及び避難所の設置</p> <p>基本的な考え方 (略) また、プライバシーへの配慮・<u>災害時要援護者</u>の生活維持のための条件確保等</p> <p>第1 避難の勧告・指示 2 避難の勧告・指示を行う要件 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第5節 避難及び避難所の設置</p> <p>基本的な考え方 (略) また、プライバシーへの配慮・<u>要配慮者</u>の生活維持のための条件確保等</p> <p>第1 避難の勧告・指示 2 避難の勧告・指示を行う要件 (略) <u>● 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
P123	<p>4 避難勧告・指示の伝達</p> <p>(1) 関係地域内住民等への周知徹底方法 災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、職員・消防団員による巡回、自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供など、複数の伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する（「第4節災害広報」を参照。）。 <u>(追加)</u></p> <p>① 避難の勧告・指示の内容 ●その他（避難行動時の最少限の携帯品、<u>災害時要援護者</u>の優先避難・介助の呼びかけ等）略</p>	<p>4 避難勧告・指示の伝達</p> <p>(1) 関係地域内住民等への周知徹底方法 災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、職員・消防団員による巡回、自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供など、複数の伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する（「第4節災害広報」を参照。）。 <u>また、市長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</u></p> <p>① 避難の勧告・指示の内容 ●その他（避難行動時の最少限の携帯品、<u>要配慮者</u>の優先避難・介助の呼びかけ等）略</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

	現 行	改 正 案	
P123	<p>③ <u>災害時要援護者</u>への対応 警報が発令され、本市に相当の被害が予想される場合は、市長は、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、電話連絡又は訪問により迅速に<u>災害時要援護者</u>及びその保護者等へ連絡する。 避難勧告発令時は、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、速やかに避難誘導する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>③ <u>避難行動要支援者</u>への対応 警報が発令され、本市に相当の被害が予想される場合は、市長は、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、電話連絡又は訪問により迅速に<u>避難行動要支援者</u>及びその保護者等へ連絡する。 避難勧告発令時は、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、速やかに避難誘導する。</p> <p><u>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p>	法の改正
P126	<p>第2 避難の誘導 1 方針 避難の誘導に関する方針 (略)</p> <p>③ <u>高齢者、障害者、病弱者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者</u>の避難を最優先で行うよう担当部を定めるなど相当の配慮を行う</p>	<p>第2 避難の誘導 1 方針 避難の誘導に関する方針 (略)</p> <p>③ <u>避難行動要支援者</u>の避難を最優先で行うよう担当部を定めるなど相当の配慮を行う</p>	法の改正
P127	<p>3 避難の誘導方法 (2) 避難の誘導方法 避難の誘導時に留意する事項</p> <p>① (略) なお、<u>災害時要援護者</u>の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。</p> <p>② 交差点や橋梁等の混雑予想地点では、<u>災害時要援護者</u>を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し避難誘導が受けやすいよう努める。</p>	<p>3 避難の誘導方法 (2) 避難の誘導方法 避難の誘導時に留意する事項</p> <p>① (略) なお、<u>避難行動要支援者</u>の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。</p> <p>② 交差点や橋梁等の混雑予想地点では、<u>要配慮者</u>を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し避難誘導が受けやすいよう努める。</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P128	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>4 開設から運営までの手順 (略)</p> <p>④ <u>災害時要援護者</u>専用スペースの確保</p> <p>⑨ 避難場所指定地区住民名簿を使用し、安否確認特に<u>災害時要援護者</u>の所在を確認</p> <p>⑬ <u>災害時要援護者</u>、病人等の移送措置</p>	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>4 開設から運営までの手順 (略)</p> <p>④ <u>要配慮者</u>専用スペースの確保</p> <p>⑨ 避難場所指定地区住民名簿を使用し、安否確認特に<u>避難行動要支援者</u>の所在を確認</p> <p>⑬ <u>要配慮者</u>、病人等の移送措置</p>	法の改正
P129	<p>5 開設時の留意事項 (略)</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>優先スペース及びその他区画の指定 避難した市民の受け入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の<u>災害時要援護者</u>を優先し、</p>	<p>5 開設時の留意事項 (略)</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>優先スペース及びその他区画の指定 避難した市民の受け入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の<u>要配慮者</u>を優先し、</p>	法の改正
P131	<p>6 運営上の留意事項 (略)</p> <p>(7) <u>災害時要援護者</u>最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底 民生委員、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、<u>災害時要援護者</u>への速やかに適切な措置を講ずるとともに、避難所滞在者に対して、<u>災害時要援護者</u>最優先ルールの徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 被災者の移送</p> <p>① <u>災害時要援護者</u>・病人等の移送</p>	<p>6 運営上の留意事項 (略)</p> <p>(7) <u>要配慮者</u>最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底 民生委員、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、<u>要配慮者</u>への速やかに適切な措置を講ずるとともに、避難所滞在者に対して、<u>要配慮者</u>最優先ルールの徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 被災者の移送</p> <p>① <u>要配慮者</u>・病人等の移送</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P132	<p>(10) 生活支援</p> <p><u>災害が収まって</u>、家屋の被害や電気、水道ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難<u>になった住宅被災者に対して、避難所において生活支援</u>を行う。</p>	<p>(10) 生活支援</p> <p><u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置</u>を行う。</p>	法の改正
P133	<p>第4 関係機関との協力体制</p> <p>3 西枇杷島警察署への協力要請事項 (略)</p> <p>● 交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては、<u>災害時要援護者</u>に配慮して、優先的な避難誘導に努める。</p>	<p>第4 関係機関との協力体制</p> <p>3 西枇杷島警察署への協力要請事項 (略)</p> <p>● 交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては、<u>要配慮者</u>に配慮して、優先的な避難誘導に努める。</p>	法の改正
P135	<p>第6節 救出</p> <p>4 応援協力関係 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第6節 救出</p> <p>4 応援協力関係 (略)</p> <p><u>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</u></p>	法の改正
P137	<p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請手続</p> <p>① (略)</p> <p>この場合において、市長又は関係機関の長は、必要に応じ、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊の<u>長</u>に対して通知するものとする。</p>	<p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請手続</p> <p>① (略)</p> <p>この場合において、市長又は関係機関の長は、必要に応じ、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して通知するものとする。</p>	表記の整理

現 行		改 正 案	
P141	<p>第9節 医療・助産（医療救護）</p> <p>基本的な考え方 （略）</p> <p>① 質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス供給体制による実施を図る。</p> <p>② 地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</p>	<p>第9節 医療・助産（医療救護）</p> <p>基本的な考え方 （略）</p> <p>① 質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス供給体制による実施を図るため、<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制の確保を図る。</u></p> <p>② 地域災害医療対策会議に参画して、<u>管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図るとともに、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</u></p>	<p>対 策 の 整 理</p>
P145	<p>5 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(2) 不測のときの調達方法</p> <p>災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、<u>知事</u>に調達を要請する。</p> <p>なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部に調達を要請する。</p>	<p>5 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(2) 不測のときの調達方法</p> <p>災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、<u>市は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議</u>に調達を要請する。<u>地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</u></p> <p><u>圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。</u></p> <p>なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部に調達を要請する。</p>	<p>対 策 の 整 理</p>

現 行			改 正 案							
P152	第10節 食品の供給 1 食品の応急供給体制の確立 (3) 食品の確保 ① 食品の確保すべき目標設置のめやす				法の改正					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>1人当たり1日量</th> <th>時期区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動従事者用病院・災害時要援護者等入所施設</td> <td>必要量</td> <td>災害対策体制中随時</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	1人当たり1日量	時期区分		災害応急対策活動従事者用病院・ 災害時要援護者 等入所施設	必要量	災害対策体制中随時		
事 項	1人当たり1日量	時期区分								
災害応急対策活動従事者用病院・ 災害時要援護者 等入所施設	必要量	災害対策体制中随時								
P157	第11節 飲料水の供給 基本的な考え方 (略) ③ 病院・ 災害時要援護者 入所施設等において、その施設機能を維持するために必要な上水を供給する。				法の改正					
	P158 1 応急給水体制の確立 (3) 給水源の確保 ① 水道局施設・市内井戸等									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>1人当たり1日量</th> <th>時期区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院・災害時要援護者等入所施設</td> <td>必要量</td> <td>発生直後から水道復旧まで随時</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	1人当たり1日量	時期区分	病院・ 災害時要援護者 等入所施設	必要量	発生直後から水道復旧まで随時			法の改正
事 項	1人当たり1日量	時期区分								
病院・ 災害時要援護者 等入所施設	必要量	発生直後から水道復旧まで随時								
P162	第12節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与 1 生活必需品の給与・貸与体制の確立 (3) 生活必需品の確保				法の改正					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>品目例</th> <th>時期区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次応急生活必需品の確保</td> <td>●寝具（毛布及び布団）※災害時要援護者用（優先）</td> <td>災害発生直後7日目まで</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	品目例	時期区分		第1次応急生活必需品の確保	●寝具（毛布及び布団）※ 災害時要援護者 用（優先）	災害発生直後7日目まで		
事 項	品目例	時期区分								
第1次応急生活必需品の確保	●寝具（毛布及び布団）※ 災害時要援護者 用（優先）	災害発生直後7日目まで								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>品目例</th> <th>時期区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次応急生活必需品の確保</td> <td>●寝具（毛布及び布団）※要配慮者用（優先）</td> <td>災害発生直後7日目まで</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	品目例	時期区分	第1次応急生活必需品の確保	●寝具（毛布及び布団）※ 要配慮者 用（優先）	災害発生直後7日目まで			法の改正
事 項	品目例	時期区分								
第1次応急生活必需品の確保	●寝具（毛布及び布団）※ 要配慮者 用（優先）	災害発生直後7日目まで								

現 行		改 正 案	
P165	<p>第14節 <u>災害時要援護者</u>支援対策</p> <p>基本的な考え方 (略)</p> <p>災害時における「<u>災害時要援護者</u>」救援対策は、</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時における<u>災害時要援護者</u>支援対策の実施にあたっては以下の3点を基本指針とする。</p> <p>① 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、<u>災害時要援護者</u>相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。</p> <p>② 市民、事業所は市・県等行政機関の行う、災害時における<u>災害時要援護者</u>支援対策の実施に最大限協力する。</p>	<p>第14節 <u>要配慮者</u>支援対策</p> <p>基本的な考え方 (略)</p> <p>災害時における「<u>要配慮者</u>」救援対策は、</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時における<u>要配慮者</u>支援対策の実施にあたっては以下の3点を基本指針とする。</p> <p>① 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、<u>要配慮者</u>相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。</p> <p>② 市民、事業所は市・県等行政機関の行う、災害時における<u>要配慮者</u>支援対策の実施に最大限協力する。</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

現 行			改 正 案			法の改正
P165	(1) 対策実施上の時期区分 (略)		(1) 対策実施上の時期区分 (略)			
	区 分	期間のめやす	措置のめやす	区 分		期間のめやす
	災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●「要介助者」の安否確認・所在把握 ●避難所その他所在地における応急的な介助支援 ●災害時要援護者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ●災害時要援護者専用病院の確保並びに必要な移送措置 ●避難所その他所在地における設備の補修・新設 ●災害時要援護者向住宅供給ニーズの把握 ●災害時要援護者向住宅供給の推進 ●災害時要援護者向広報活動並びに相談業務 ●災害時「要介助者」対策推進会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「要介助者」の安否確認・所在把握 ●避難所その他所在地における応急的な介助支援 ●要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ●要配慮者専用病院の確保並びに必要な移送措置 ●避難所その他所在地における設備の補修・新設 ●要配慮者向住宅供給ニーズの把握 ●要配慮者向住宅供給の推進 ●要配慮者向広報活動並びに相談業務 ●災害時「要介助者」対策推進会議の設置 		

現 行			改 正 案			法の改正	
区 分	期間のめやす	措置のめやす	区 分	期間のめやす	措置のめやす		
P165	住宅移転・帰宅等の準備措置 (避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所その他所在地における設備の補修・新設 ●避難所その他所在地における巡回ケアサービス ●災害時要援護者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ●災害時要援護者専用病院の確保並びに必要な移送措置 ●災害時要援護者向住宅供給計画の作成並びに建設等 ●災害時要援護者向広報活動並びに相談業務 ●災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	住宅移転・帰宅等の準備措置 (避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所その他所在地における設備の補修・新設 ●避難所その他所在地における巡回ケアサービス ●要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ●要配慮者専用病院の確保並びに必要な移送措置 ●要配慮者向住宅供給計画の作成並びに建設等 ●要配慮者向広報活動並びに相談業務 ●災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	
	住宅移転・帰宅等期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ●仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ●長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ●その他災害時要援護者に関する広報活動並びに相談業務 ●災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	住宅移転・帰宅等期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ●仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ●長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ●その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務 ●災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	

現 行		改 正 案															
P166	(2) <u>災害時要援護者</u> 支援対策実施体制	(2) <u>要配慮者</u> 支援対策実施体制	法の改正														
	① <u>災害時要援護者</u> 支援対策推進会議 災害が発生した場合、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における <u>災害時要援護者</u> 支援対策を統一的かつ適切に行うため、 <u>災害時要援護者</u> 支援対策推進会議を設置する。	① <u>要配慮者</u> 支援対策推進会議 災害が発生した場合、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における <u>要配慮者</u> 支援対策を統一的かつ適切に行うため、 <u>要配慮者</u> 支援対策推進会議を設置する。															
	② 役割分担	② 役割分担															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) (3) <u>災害時要援護者</u>専用避難所及び<u>災害時要援護者</u>専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (7) <u>災害時要援護者</u>向住宅供給ニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>市社会福祉協議会 その他介助支援関係団体・事業所</td> <td>(略) (4) <u>災害時要援護者</u>専用避難所及び<u>災害時要援護者</u>専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (6) 市が行う<u>災害時要援護者</u>向相談業務に関する協力</td> </tr> <tr> <td>自主防災会</td> <td>(略) (3) <u>災害時要援護者</u>専用避難所及び<u>災害時要援護者</u>専用病院への移送その他必要な措置</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		役割のあらまし	市	(略) (3) <u>災害時要援護者</u> 専用避難所及び <u>災害時要援護者</u> 専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (7) <u>災害時要援護者</u> 向住宅供給ニーズの把握	市社会福祉協議会 その他介助支援関係団体・事業所	(略) (4) <u>災害時要援護者</u> 専用避難所及び <u>災害時要援護者</u> 専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (6) 市が行う <u>災害時要援護者</u> 向相談業務に関する協力	自主防災会	(略) (3) <u>災害時要援護者</u> 専用避難所及び <u>災害時要援護者</u> 専用病院への移送その他必要な措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) (3) <u>要配慮者</u>専用避難所及び<u>要配慮者</u>専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (7) <u>要配慮者</u>向住宅供給ニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>市社会福祉協議会 その他介助支援関係団体・事業所</td> <td>(略) (4) <u>要配慮者</u>専用避難所及び<u>要配慮者</u>専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (6) 市が行う<u>要配慮者</u>向相談業務に関する協力</td> </tr> <tr> <td>自主防災会</td> <td>(略) (3) <u>要配慮者</u>専用避難所及び<u>要配慮者</u>専用病院への移送その他必要な措置</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	役割のあらまし	市	(略) (3) <u>要配慮者</u> 専用避難所及び <u>要配慮者</u> 専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (7) <u>要配慮者</u> 向住宅供給ニーズの把握	市社会福祉協議会 その他介助支援関係団体・事業所	(略) (4) <u>要配慮者</u> 専用避難所及び <u>要配慮者</u> 専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (6) 市が行う <u>要配慮者</u> 向相談業務に関する協力
名 称	役割のあらまし																
市	(略) (3) <u>災害時要援護者</u> 専用避難所及び <u>災害時要援護者</u> 専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (7) <u>災害時要援護者</u> 向住宅供給ニーズの把握																
市社会福祉協議会 その他介助支援関係団体・事業所	(略) (4) <u>災害時要援護者</u> 専用避難所及び <u>災害時要援護者</u> 専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (6) 市が行う <u>災害時要援護者</u> 向相談業務に関する協力																
自主防災会	(略) (3) <u>災害時要援護者</u> 専用避難所及び <u>災害時要援護者</u> 専用病院への移送その他必要な措置																
名 称	役割のあらまし																
市	(略) (3) <u>要配慮者</u> 専用避難所及び <u>要配慮者</u> 専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (7) <u>要配慮者</u> 向住宅供給ニーズの把握																
市社会福祉協議会 その他介助支援関係団体・事業所	(略) (4) <u>要配慮者</u> 専用避難所及び <u>要配慮者</u> 専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (6) 市が行う <u>要配慮者</u> 向相談業務に関する協力																
自主防災会	(略) (3) <u>要配慮者</u> 専用避難所及び <u>要配慮者</u> 専用病院への移送その他必要な措置																

現 行		改 正 案	
P167	<p>(3) トータルケアセンターの活用</p> <p>高齢者や障害者、日本語を解さない外国人、人工透析者等の、いわゆる「<u>災害時要援護者</u>」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。そのため、<u>災害時要援護者</u>がサービスを支障なく受けられるように、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市役所内に設置されるトータルケアセンターに、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。</p>	<p>(3) トータルケアセンターの活用</p> <p>高齢者や障害者、日本語を解さない外国人、人工透析者等の、いわゆる「<u>要配慮者</u>」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。そのため、<u>要配慮者</u>がサービスを支障なく受けられるように、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市役所内に設置されるトータルケアセンターに、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。</p>	法の 改正

現 行			改 正 案			法の改正	
P167	2 高齢者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす		2 高齢者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす				
	区 分	期間のめやす	措置のめやす	区 分		期間のめやす	措置のめやす
	災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●「<u>要援護高齢者</u>」の安否確認 ●「<u>要援護高齢者</u>安否不明者リスト」の作成 (略) ●「<u>要援護高齢者</u>安否不明者」の再度安否確認 (略) ●<u>災害時要援護者</u>専用病院等の確保並びに必要な移送措置 	災害発生初期の緊急措置		災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●「<u>配慮を要する高齢者</u>」の安否確認 ●「<u>配慮を要する高齢者</u>安否不明者リスト」の作成 (略) ●「<u>配慮を要する高齢者</u>安否不明者」の再度安否確認 (略) ●<u>要配慮者</u>専用病院等の確保並びに必要な移送措置
	第1期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	(略) ●必要な場合の <u>災害時要援護者</u> 専用病院等への移送措置	第1期応急ケア対策 (避難所開設期間)		災害発生後 8日目以降 14日目まで	(略) ●必要な場合の <u>要配慮者</u> 専用病院等への移送措置
第2期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	(略) ※ <u>災害時要援護者</u> 専用病院等の高齢者に関する措置計画の検討及び実施	第2期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	(略) ※ <u>要配慮者</u> 専用病院等の高齢者に関する措置計画の検討及び実施		

現 行			改 正 案				
P170	3 障害者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす		3 障害者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす		法の 改正		
	区 分	期間のめやす	措置のめやす	区 分		期間のめやす	措置のめやす
	災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●「<u>要援護障害者</u>」の安否確認（保健所との連携） ●「<u>要援護障害者</u>安否不明者リスト」の作成（略） ●「<u>要援護障害者</u>安否不明者」の再度安否確認（略） ●<u>災害時要援護者</u>専用避難所の確保並びに必要な移送措置 	災害発生初期の緊急措置		災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●「<u>配慮を要する障害者</u>」の安否確認（保健所との連携） ●「<u>配慮を要する障害者</u>安否不明者リスト」の作成（略） ●「<u>配慮を要する障害者</u>安否不明者」の再度安否確認（略） ●<u>要配慮者</u>専用避難所の確保並びに必要な移送措置
	第1期応急ケア対策（避難所開設期間）	災害発生後 8日目以降 14日目まで	●必要な場合の <u>災害時要援護者</u> 専用避難所への移送措置	第1期応急ケア対策（避難所開設期間）		災害発生後 8日目以降 14日目まで	●必要な場合の <u>要配慮者</u> 専用避難所への移送措置
第2期応急ケア対策（避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中）	災害発生後 15日目以降	※ <u>災害時要援護者</u> 専用避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施	第2期応急ケア対策（避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中）	災害発生後 15日目以降	※ <u>要配慮者</u> 専用避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施		
P171	(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす (略)		(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす (略)		名称 の変更		
	項 目	要請先機関・団体等	項 目	要請先機関・団体等			
	安否・所在等の確認	自衛隊、県（健康福祉部、 <u>師勝</u> 保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）、	安否・所在等の確認	自衛隊、県（健康福祉部、 <u>清須</u> 保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）			
障害者向ケアサービスプランの策定・実施	県（健康福祉部、精神保健福祉センター、 <u>師勝</u> 保健所）、	障害者向ケアサービスプランの策定・実施	県（健康福祉部、精神保健福祉センター、 <u>清須</u> 保健所）、				

現 行		改 正 案																	
P173	<p>4 乳幼児対策</p> <p>(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>要請先機関・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安否・所在等の確認</td> <td>自衛隊、県（健康福祉部、<u>師勝</u>保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）、</td> </tr> <tr> <td>乳児院・養護施設等の確保</td> <td>県民生部（尾張福祉相談センター）、 県健康福祉部（<u>師勝</u>保健所、県立病院）、</td> </tr> <tr> <td>乳幼児医療サービス</td> <td>県健康福祉部（<u>師勝</u>保健所、県立病院）、</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	要請先機関・団体等	安否・所在等の確認	自衛隊、県（健康福祉部、 <u>師勝</u> 保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）、	乳児院・養護施設等の確保	県民生部（尾張福祉相談センター）、 県健康福祉部（ <u>師勝</u> 保健所、県立病院）、	乳幼児医療サービス	県健康福祉部（ <u>師勝</u> 保健所、県立病院）、	<p>4 乳幼児対策</p> <p>(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>要請先機関・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安否・所在等の確認</td> <td>自衛隊、県（健康福祉部、<u>清須</u>保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）、</td> </tr> <tr> <td>乳児院・養護施設等の確保</td> <td>県民生部（尾張福祉相談センター）、 県健康福祉部（<u>清須</u>保健所、県立病院）、</td> </tr> <tr> <td>乳幼児医療サービス</td> <td>県健康福祉部（<u>清須</u>保健所、県立病院）、</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	要請先機関・団体等	安否・所在等の確認	自衛隊、県（健康福祉部、 <u>清須</u> 保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）、	乳児院・養護施設等の確保	県民生部（尾張福祉相談センター）、 県健康福祉部（ <u>清須</u> 保健所、県立病院）、	乳幼児医療サービス	県健康福祉部（ <u>清須</u> 保健所、県立病院）、	名称の変更
項 目	要請先機関・団体等																		
安否・所在等の確認	自衛隊、県（健康福祉部、 <u>師勝</u> 保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）、																		
乳児院・養護施設等の確保	県民生部（尾張福祉相談センター）、 県健康福祉部（ <u>師勝</u> 保健所、県立病院）、																		
乳幼児医療サービス	県健康福祉部（ <u>師勝</u> 保健所、県立病院）、																		
項 目	要請先機関・団体等																		
安否・所在等の確認	自衛隊、県（健康福祉部、 <u>清須</u> 保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設部）、																		
乳児院・養護施設等の確保	県民生部（尾張福祉相談センター）、 県健康福祉部（ <u>清須</u> 保健所、県立病院）、																		
乳幼児医療サービス	県健康福祉部（ <u>清須</u> 保健所、県立病院）、																		
P174	<p>5 その他の<u>要支援者</u>対策 (略)</p> <p>したがって、市はその他の<u>要支援者</u>の安否、現在地を確認するとともに、外国人については、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館と、またその他の<u>要支援者</u>については、国・県等関係機関及び支援団体・組織との連絡を迅速にとり、必要なリストや救援活動のための拠点を提供する。</p> <p>そのため、市は、健康福祉部を担当部として、国・県・各関係機関並びに各種団体・企業等の支援・協力を得てその他の<u>要支援者</u>対策を行う。具体的な措置については、高齢者、障害者、乳幼児対策に準じて行う。</p>	<p>5 その他の<u>要配慮者</u>対策 (略)</p> <p>したがって、市はその他の<u>要配慮者</u>の安否、現在地を確認するとともに、外国人については、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館と、またその他の<u>要配慮者</u>については、国・県等関係機関及び支援団体・組織との連絡を迅速にとり、必要なリストや救援活動のための拠点を提供する。</p> <p>そのため、市は、健康福祉部を担当部として、国・県・各関係機関並びに各種団体・企業等の支援・協力を得てその他の<u>要配慮者</u>対策を行う。具体的な措置については、高齢者、障害者、乳幼児対策に準じて行う。</p>	法の改正																
P175	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>6 避難行動要支援者対策</u></p> <p><u>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> <u>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難行動要支援者の避難支援</u></p>																	

現 行	改 正 案
	<p><u>ア 避難のための情報伝達</u> <u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p> <p><u>イ 避難行動要支援者の避難支援</u> <u>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</u> <u>また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 避難行動要支援者の安否確認</u> <u>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</u></p> <p><u>エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u> <u>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</u></p>

現 行		改 正 案													
P176	第15節 帰宅困難者対策 1 方針 (略) また、帰宅困難者は、行政のエリアを <u>超</u> えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、	第15節 帰宅困難者対策 1 方針 (略) また、帰宅困難者は、行政のエリアを <u>越</u> えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、	誤訂正												
P184	第18節 廃棄物の処理 1 ごみの収集・処分 (2) 対策実施上の時期区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間のめやす</th> <th>措置のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次処理対策 (避難所開設時期)</td> <td>災害発生後 4日目以降 14日目まで</td> <td>(略) ○<u>災害時要援護者</u>専用施設からの収集</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間のめやす	措置のめやす	第1次処理対策 (避難所開設時期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	(略) ○ <u>災害時要援護者</u> 専用施設からの収集	第18節 廃棄物の処理 1 ごみの収集・処分 (2) 対策実施上の時期区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間のめやす</th> <th>措置のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次処理対策 (避難所開設時期)</td> <td>災害発生後 4日目以降 14日目まで</td> <td>(略) ○<u>要配慮者</u>専用施設からの収集</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間のめやす	措置のめやす	第1次処理対策 (避難所開設時期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	(略) ○ <u>要配慮者</u> 専用施設からの収集	法の改正
区 分	期間のめやす	措置のめやす													
第1次処理対策 (避難所開設時期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	(略) ○ <u>災害時要援護者</u> 専用施設からの収集													
区 分	期間のめやす	措置のめやす													
第1次処理対策 (避難所開設時期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	(略) ○ <u>要配慮者</u> 専用施設からの収集													
P186	3 応援協力関係 <u>(追加)</u>	3 応援協力関係 <u>市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。</u>	対策の整理												
P207	第22節 交通 <u>3 交通規制</u> <u>(1) 交通規制を実施</u> <u>① 通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供</u> <u>災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認める時は、道路管理者及び警察と連絡の上通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。</u> <u>なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。</u>	第22節 交通 <u>(削除)</u>	対策の整理												

現 行	改 正 案	
<p><u>道路管理者及び警察は、通行の禁止、制限又はう回路の設定等の規制を行うにあたっては、相互に連絡協議する。</u></p> <p>② <u>通行禁止・制限についての明示</u> <u>道路管理者又は警察は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能な時は、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示し、必要に応じて現地で警察官が交通整理にあたる。</u> <u>また、これらの規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通ふくそうを避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって、一般交通にできるだけ支障のないように努める。</u></p> <p>③ <u>警察機関との連絡</u> <u>災害対策基本法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県においても発生した災害についてなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの輸送車両に対してもなされるので、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等を把握のためにも、警察機関との緊密な連絡をとる。</u></p> <p>④ <u>通報</u> <u>道路・橋梁等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた場合は、速やかに警察、又は道路管理者に通報し、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるように配慮する。</u></p> <p>(2) <u>大規模災害発生時の対応の留意点</u> <u>なお、大規模災害発生時の初期の対応として、概ね以下の事項を参考にする。</u></p> <p>① <u>災害発生直後（発生後 48 時間）</u> <u>：緊急自動車等の通行確保最優先</u></p> <p>② <u>復旧期（3 日目以降 14 日目まで）</u></p>		対 策 の 整 理

現 行		改 正 案							
P208	<p style="text-align: right;"><u>：物資等の大量輸送の効率化</u></p> <p>③ <u>平常時への移行（15日目以降）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>：経済復興、市民の自立支援の促進</u></p> <p>4 <u>緊急交通路の確保</u> <u>大規模災害が発生し、緊急交通路を確保する必要があると認められる場合、市は必要に応じて、その活動への応援協力を行う。</u></p> <p><u>第1次措置</u> <u>現場警察官による交通規制</u> <u>災害対策基本法に基づく交通規制</u> <u>道交法に基づく交通規制</u></p> <p><u>第2次措置</u> <u>被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを実施する。</u></p>	<p>3 <u>緊急交通路の確保</u> (1) <u>緊急交通路の確保</u> ア <u>人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。</u> イ <u>緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。</u> ウ <u>通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。</u></p> <p>(2) <u>緊急交通路の通行を認める車両の分類</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 820 1980 1222"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 820 1357 868"><u>分類</u></th> <th data-bbox="1357 820 1980 868"><u>態様</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 868 1357 983"><u>緊急通行車両</u></td> <td data-bbox="1357 868 1980 983"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急自動車</u> ・ <u>緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 983 1357 1222"><u>規制除外車両</u></td> <td data-bbox="1357 983 1980 1222"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</u> ・ <u>上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</u> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>分類</u>	<u>態様</u>	<u>緊急通行車両</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急自動車</u> ・ <u>緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</u> 	<u>規制除外車両</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</u> ・ <u>上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</u> 	対 策 の 整 理
	<u>分類</u>	<u>態様</u>							
<u>緊急通行車両</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急自動車</u> ・ <u>緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</u> 								
<u>規制除外車両</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</u> ・ <u>上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</u> 								

現 行		改 正 案	
		<u>(3) 交通規制の実施</u>	
		<u>分類</u>	<u>態様</u>
		<u>初動対応</u>	<p><u>・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</u></p> <p><u>・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</u></p>
		<u>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</u>	<p><u>・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</u></p>
		<u>第一局面（災害発生直後）</u>	<p><u>・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</u></p> <p><u>・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</u></p> <p><u>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</u></p>
		<u>第二局面</u>	<u>第一局面において交通規制の対象とした車両</u>

対策の整理

現 行		改 正 案	
P209	<p><u>5</u> 路上放置車両等に対する措置 (略)</p> <p><u>(2) 警察官の措置</u> <u>災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。</u></p> <p><u>(ア) 当該車両の運転手等に対し、車両移動等の必要な措置を命じる。</u></p> <p><u>(イ) 運転手等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。</u></p> <p><u>(ウ) この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。</u></p> <p><u>(エ) また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請するこ</u></p>	<p><u>(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面) について、必要に応じた見直しを図る。</u></p> <p><u>4</u> 路上放置車両等に対する措置 (略)</p> <p><u>(2) 自衛官及び消防吏員の措置</u> <u>警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。</u> その場合、措置命令・措置通知書により、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p><u>(3) 強制排除措置</u></p> <p><u>ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。</u></p> <p><u>イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</u></p>	対 策 の 整 理

現 行	改 正 案	
<p>とができる。</p> <p><u>(3) 自衛官及び消防吏員の措置</u> 警察官がその場にはない場合に限り、<u>上記措置を自ら行うことができ、</u>その場合、措置命令・措置通知書により、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p><u>6 障害物の除去</u> 警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p><u>7 エリア交通規制</u> 被害が集中したエリアの境界及び県境において、一般車両を対象とした交通の抑制・制限及び広報活動等を、交通の状況に応じて検問場所を設けて行う。</p> <p><u>8 被災地周辺の交通規制</u> 被害状況により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象とする必要な通行禁止規制等を行う。</p> <p><u>9 広範囲な交通規制</u> 必要により、周辺の県警察とともに、広範囲な交通規制を行う。</p> <p><u>10 その他の交通規制</u> 道路の亀裂、損壊、橋の落下その他交通の支障のある箇所については、被災現場で活動する警察官又は道路管理者が発見の都度、危険防止のための交通規制を実施する。</p> <p><u>11 緊急通行車両等の確認</u> <u>12 相互協力</u></p>	<p><u>ウ</u> 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>5 緊急通行車両等の確認</u> <u>6 相互協力</u></p>	<p>対 策 の 整 理</p>

現 行		改 正 案	
	<p><u>1.3</u> 自動車運転者の措置</p> <p><u>1.4</u> 市民の自動車利用自粛</p> <p><u>1.5</u> 応援協力関係</p>	<p><u>7</u> 自動車運転者の措置</p> <p><u>8</u> 市民の自動車利用自粛</p> <p><u>9</u> 応援協力関係</p>	
P214	<p>第2.3節 輸送</p> <p>4 輸送業務の業者委託</p> <p>(2) 輸送品目の例示</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いわゆる<u>災害時要援護者</u>の避難所から専用避難所への移送 	<p>第2.3節 輸送</p> <p>4 輸送業務の業者委託</p> <p>(2) 輸送品目の例示</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いわゆる<u>要配慮者</u>の避難所から専用避難所への移送 	法の改正
P222	<p>第2.5節 ボランティアの受入れ</p> <p>4 ボランティアの受入れ</p> <p>③ 活動内容は、そのつど各部長が決めるが概ね以下のとおりとする。</p> <p>ア 災害ボランティアセンターを通じて行うもの</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>の安否確認業務への協力 ● 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>の日常生活維持のための介助業務への協力 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市が行う災害時における広報活動への協力 (<u>災害時要援護者</u>向資料の作成等) 	<p>第2.5節 ボランティアの受入れ</p> <p>4 ボランティアの受入れ</p> <p>③ 活動内容は、そのつど各部長が決めるが概ね以下のとおりとする。</p> <p>ア 災害ボランティアセンターを通じて行うもの</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障害者等<u>要配慮者</u>の安否確認業務への協力 ● 高齢者、障害者等<u>要配慮者</u>の日常生活維持のための介助業務への協力 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市が行う災害時における広報活動への協力 (<u>要配慮者</u>向資料の作成等) 	法の改正
P235	<p>第3.1節 鉄道災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>② 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3.1節 鉄道災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>② 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P237	<p>第32節 道路災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>③ 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第32節 道路災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>③ 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正
P241	<p>第33節 危険物及び毒物劇物等災害対策及び放射性物質災害対策</p> <p>1 放射性物質災害</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>① 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限・退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第33節 危険物及び毒物劇物等災害対策及び放射性物質災害対策</p> <p>1 放射性物質災害</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>① 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限・退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正
P241	<p>2 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>(1) 危険物等施設</p> <p>② 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>(1) 危険物等施設</p> <p>② 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P242	<p>3 火薬類災害対策</p> <p>(1) 火薬類関係施設</p> <p>② 火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 火薬類災害対策</p> <p>(1) 火薬類関係施設</p> <p>② 火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正
P243	<p>第34節 大規模な火事災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>③ 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第34節 大規模な火事災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>③ 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正

清須市防災計画 第4章 地震災害応急対策計画 (H27.2.1時点)

現 行		改 正 案	
P250	<p>第1節 活動体制（組織の動員配備） 基本的な考え方 （略） <u>また、「職員の配備・動員」に関しては、大規模で同時多発的な被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行えるよう、また2・3次の被害の未然防止を図るよう配意する。</u></p>	<p>第1節 活動体制（組織の動員配備） 基本的な考え方 （略） <u>各防災関係機関は、複合災害（（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。</u> <u>要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p>	対策の整備
P262	<p>第5節 避難 基本的な考え方 （略） また、プライバシーへの配慮・<u>災害時要援護者</u>の生活維持のための条件確保等、ある程度の「居住性の向上」を図ることを避難所運営の基本方針とする。</p>	<p>第5節 避難 基本的な考え方 （略） また、プライバシーへの配慮・<u>要配慮者</u>の生活維持のための条件確保等、ある程度の「居住性の向上」を図ることを避難所運営の基本方針とする。</p>	法の改正
P272	<p>第1.1節 医療・助産（医療救護） 基本的な考え方 （略） ① 質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス供給体制による実施を図る。 ② 地域災害医療対策会議に参画して、<u>情報の共有を図るとともに、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</u></p>	<p>第1.1節 医療・助産（医療救護） 基本的な考え方 （略） ① 質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス供給体制による実施を図る<u>ため、医療救護所の設置等、地域の医療体制の確保を図る。</u> ② 地域災害医療対策会議に参画して、<u>管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図るとともに、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</u></p>	対策の整理

現 行		改 正 案	
P274	<p>第13節 給水 基本的な考え方 (略)</p> <p>③ 病院・<u>災害時要援護者</u>入所施設等において、その施設機能を維持するために必要な上水を供給する。</p>	<p>第13節 給水 基本的な考え方 (略)</p> <p>③ 病院・<u>要配慮者</u>入所施設等において、その施設機能を維持するために必要な上水を供給する。</p>	法の改正
P277	<p>第16節 <u>災害時要援護者</u>支援対策 基本的な考え方 (略)</p> <p>災害時における「<u>災害時要援護者</u>」救援対策は、「自助」「互助」そして「公助」(行政の支援)からなる「地域福祉システム」が平常時のように、その機能を回復するまでのいわば「橋渡し」として、迅速かつ適切に行われることが要請される。</p>	<p>第16節 <u>要配慮者</u>支援対策 基本的な考え方 (略)</p> <p>災害時における「<u>要配慮者</u>」救援対策は、「自助」「互助」そして「公助」(行政の支援)からなる「地域福祉システム」が平常時のように、その機能を回復するまでのいわば「橋渡し」として、迅速かつ適切に行われることが要請される。</p>	法の改正
P287	<p>第26節 公共施設等の応急対策</p> <p>1 市の公共施設並びにその他公共施設</p> <p>(2) 施設建物の保全</p> <p>② その他の留意事項</p> <p>● 特に社会福祉施設については、<u>災害時要援護者</u>のための専用避難所として、「2次的避難の受入先」となることを想定し、必要な体制を準備する。</p>	<p>第26節 公共施設等の応急対策</p> <p>1 市の公共施設並びにその他公共施設</p> <p>(2) 施設建物の保全</p> <p>② その他の留意事項</p> <p>● 特に社会福祉施設については、<u>要配慮者</u>のための専用避難所として、「2次的避難の受入先」となることを想定し、必要な体制を準備する。</p>	法の改正

清須市防災計画 第5章 東海地震に関する事前対策 (H27.2.1時点)

現 行		改 正 案	
P307	<p>第3 発災に備えた資機材、人材等の配備手配</p> <p>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(6) 通信確保用の資機材・人員の配備</p> <p>② 西日本電信電話株式会社、株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海</u>は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、</p>	<p>第3 発災に備えた資機材、人材等の配備手配</p> <p>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(6) 通信確保用の資機材・人員の配備</p> <p>② 西日本電信電話株式会社、株式会社<u>NTTドコモ東海支社</u>は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、</p>	名称の変更
P308	<p>第4 発災に備えた直前対策</p> <p>2 避難対策等</p> <p>(1) 市が行う避難対策</p> <p>(略)</p> <p>④ 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等<u>災害時要援護者</u>の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における運営できるものとする。</p>	<p>第4 発災に備えた直前対策</p> <p>2 避難対策等</p> <p>(1) 市が行う避難対策</p> <p>(略)</p> <p>④ 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等<u>要配慮者</u>の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における運営できるものとする。</p>	法の改正
P312	<p>8 郵政事業対策</p> <p>(1) 日本郵便株式会社の措置</p> <p>① 強化地域内の支店及び郵便局の措置</p> <p>d 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、<u>支店</u>が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するものとする。</p>	<p>8 郵政事業対策</p> <p>(1) 日本郵便株式会社の措置</p> <p>① 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>d 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、<u>支店及び郵便局</u>が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の<u>要配慮者</u>に十分配慮するものとする。</p>	県との整合 法の改正

清須市防災計画 第6章 東南海・南海地震に関する事前対策 (H27.2.1時点)

	現 行	改 正 案	
P321	<p>第6章 <u>東南海・南海地震</u>に関する事前対策 あらまし</p> <p><u>東南海・南海地震</u>による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に<u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定された。本市は、同法第3条の規定に基づき、<u>東南海・南海地震</u>防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定され（平成24年1月4日：51市町村指定）、推進地域の地方公共団体は、同法6条第1項に基づき、地域防災計画において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>東南海・南海地震</u>に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ② <u>東南海・南海地震</u>に係る防災訓練に関する事項 ③ <u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関連する事項 <p>を定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では、<u>東南海・南海地震</u>防災対策推進計画と呼んでおり、この計画においては、「第2部風水害等災害・地震災害予防計画」及び「第4部地震災害応急対策計画」で定めるものとするが、この部においては、<u>東南海・南海地震</u>における円滑な避難の関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災体制の推進を図るための必要事項を記載している。</p>	<p>第6章 <u>南海トラフ地震</u>に関する事前対策 あらまし</p> <p><u>南海トラフ地震</u>による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に<u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定された。本市は、同法第3条の規定に基づき、<u>南海トラフ地震</u>防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定され（平成26年3月28日現在愛知県内の全市町村指定）、推進地域の地方公共団体は、同法5条第1項に基づき、地域防災計画において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>南海トラフ地震</u>に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ② <u>南海トラフ地震</u>に係る防災訓練に関する事項 ③ <u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関連する事項 <p>を定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では、<u>南海トラフ地震</u>防災対策推進計画と呼んでおり、この計画においては、「第2部風水害等災害・地震災害予防計画」及び「第4部地震災害応急対策計画」で定めるものとするが、この部においては、<u>南海トラフ地震</u>における円滑な避難の関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災体制の推進を図るための必要事項を記載している。</p>	法の改正
P322	<p>第1 計画の方針</p> <p>1 防災力の向上</p> <p>(1) 地域防災力の向上</p> <p>我が国において最大級の広域かつ甚大な被害が予想される<u>東南海・南海地震</u>に対処するためには、市民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上</p>	<p>第1 計画の方針</p> <p>1 防災力の向上</p> <p>(1) 地域防災力の向上</p> <p>我が国において最大級の広域かつ甚大な被害が予想される<u>南海トラフ地震</u>に対処するためには、市民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
	<p>が不可欠である。</p> <p>このため、市は、国、地方公共団体、防災関係機関と協力し、市民や企業に対し、<u>東南海・南海地震等</u>に関する正確な知識や日頃からの備え等についての普及啓発を重点的に実施する。</p> <p>(2) 広域防災体制の確立</p> <p>広域かつ甚大な被害が想定される<u>東南海・南海地震</u>発生時の広域防災体制を確立するため、市は関係機関等と相互に連携をとり、共同の取組みや整合性の確保を図っていく必要がある。</p> <p>2 計画的かつ早急な予防対策</p> <p>(2) 長周期地震動対策の推進</p> <p>市は、<u>東南海・南海地震</u>で発生すると予想される長周期地震動が構造物に及ぼす影響について国や関係事業者等の調査研究を基に、新たな対策の必要性を検討する。</p>	<p>が不可欠である。</p> <p>このため、市は、国、地方公共団体、防災関係機関と協力し、市民や企業に対し、<u>南海トラフ地震</u>に関する正確な知識や日頃からの備え等についての普及啓発を重点的に実施する。</p> <p>(2) 広域防災体制の確立</p> <p>広域かつ甚大な被害が想定される<u>南海トラフ地震</u>発生時の広域防災体制を確立するため、市は関係機関等と相互に連携をとり、共同の取組みや整合性の確保を図っていく必要がある。</p> <p>2 計画的かつ早急な予防対策</p> <p>(2) 長周期地震動対策の推進</p> <p>市は、<u>南海トラフ地震</u>で発生すると予想される長周期地震動が構造物に及ぼす影響について国や関係事業者等の調査研究を基に、新たな対策の必要性を検討する。</p>	
P323	<p>第2 防災対策推進計画</p> <p>1 地域防災力の向上</p> <p><u>東南海・南海地震</u>が発生すると、</p>	<p>第2 防災対策推進計画</p> <p>1 地域防災力の向上</p> <p><u>南海トラフ地震</u>が発生すると、</p>	法の改正
P324	<p>(1) 市民や企業等に対する情報提供と啓発 (略)</p> <p>③ 少子高齢化社会の進展等を踏まえ、高齢者や外国人等の<u>災害時要援護者</u>に対する十分な情報提供を行う。</p> <p>(2) 地域防災力の向上に向けた対策 (略)</p> <p>ア <u>東南海・南海地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	<p>(1) 市民や企業等に対する情報提供と啓発 (略)</p> <p>③ 少子高齢化社会の進展等を踏まえ、高齢者や外国人等の<u>要配慮者</u>に対する十分な情報提供を行う。</p> <p>(2) 地域防災力の向上に向けた対策 (略)</p> <p>ア <u>南海トラフ地震</u>に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P325	<p>2 計画的かつ早急な予防対策の推進</p> <p>(3) 長周期地震動対策の推進 <u>東南海・南海地震</u>は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、</p>	<p>2 計画的かつ早急な予防対策の推進</p> <p>(3) 長周期地震動対策の推進 <u>南海トラフ地震</u>は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、</p>	法の改正
P328	<p>4 防災訓練計画</p> <p>④ イ <u>災害時要援護者</u>、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</p> <p>5 災害発生時の防災体制の確立</p> <p>(2) 市災害対策本部の設置 <u>東南海・南海地震</u>の発災の際には、本市は震度6弱の強振動が予測される。</p>	<p>4 防災訓練計画</p> <p>④ イ <u>避難行動要支援者</u>、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</p> <p>5 災害発生時の防災体制の確立</p> <p>(2) 市災害対策本部の設置 <u>南海トラフ地震</u>の発災の際には、本市は震度6弱の強振動が予測される。</p>	法の改正
P330	<p>(8) 保健衛生、防疫に関する活動 <u>東南海・南海地震</u>の建物被害・人的被害の広域性から、市は関係機関と協力し、保健衛生の確保、防疫等の活動も広域的に実施する。</p>	<p>(8) 保健衛生、防疫に関する活動 <u>南海トラフ地震</u>の建物被害・人的被害の広域性から、市は関係機関と協力し、保健衛生の確保、防疫等の活動も広域的に実施する。</p>	法の改正
P331	<p>(11) <u>災害時要援護者</u>の対策の充実 高齢者や外国人等の<u>災害時要援護者</u>への対策については、情報提供や避難の支援、避難生活の支援等、災害応急対策のあらゆる面で、どのような対策が必要となるか関係機関で十分検討し、迅速かつ的確な対応がなされるよう措置する。</p>	<p>(11) <u>要配慮者</u>の対策の充実 高齢者や外国人等の<u>要配慮者</u>への対策については、情報提供や避難の支援、避難生活の支援等、災害応急対策のあらゆる面で、どのような対策が必要となるか関係機関で十分検討し、迅速かつ的確な対応がなされるよう措置する。</p>	法の改正
P332	<p>(15) 避難対策等</p> <p>① 市は、必要に応じ耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人等<u>災害時要援護者</u>の保護のために必要な屋内避難に使用する建物を明示するものとする。</p>	<p>(15) 避難対策等</p> <p>① 市は、必要に応じ耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人等<u>要配慮者</u>の保護のために必要な屋内避難に使用する建物を明示するものとする。</p>	法の改正

現 行		改 正 案	
P333	<p>6 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止</p> <p>(1) 連続発生を考慮した対応方針の明確化</p> <p>過去に発生した<u>東南海・南海地震</u>では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。</p>	<p>6 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止</p> <p>(1) 連続発生を考慮した対応方針の明確化</p> <p>過去に発生した<u>南海トラフ地震</u>では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。</p>	法の改正
P334	<p>7 的確な復旧・復興対策</p> <p>(2) 計画的復興のための取組</p> <p>① 早期復興のための基本的取組</p> <p><u>東南海・南海地震</u>からの早期の復興に当たっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、市、関係機関があらかじめ認識を共有し、連絡調整体制を確立する。</p>	<p>7 的確な復旧・復興対策</p> <p>(2) 計画的復興のための取組</p> <p>① 早期復興のための基本的取組</p> <p><u>南海トラフ地震</u>からの早期の復興に当たっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、市、関係機関があらかじめ認識を共有し、連絡調整体制を確立する。</p>	法の改正

清須市防災計画 第7章 風水害等災害・地震災害復旧計画（H27.2.1時点）

	現 行	改 正 案	
P338	<p>第1節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>基本的な考え方 (略)</p> <p>災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となるり災証明について、早期に被災者に交付するものとする。</p>	<p>第1節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>基本的な考え方 (略)</p> <p>災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p><u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。</u></p> <p>被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、<u>その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め</u>、早期に被災者に交付するものとする。</p>	<p>誤記</p> <p>法の改正</p>
P344	<p>第1 被災者の生活確保</p> <p>6 り災証明書の発行</p> <p>(1) 発行の手続</p> <p>災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行するものとする。なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行するものとする。</p>	<p>第1 被災者の生活確保</p> <p>6 罹災証明書の発行</p> <p>(1) 発行の手続</p> <p>災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行するものとする。なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行するものとする。</p>	<p>法の改正</p>

現 行		改 正 案	
P344	<p>(略)</p> <p>(3) その他 <u>り災証明</u>については、証明手数料を徴収しない。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) その他 <u>罹災証明書</u>については、証明手数料を徴収しない。</p>	法の改正
P351	<p>第3節 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>1 第一次建築制限について</p> <p>(2) 指定基準 <u>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため</u>必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。</p> <p>2 第二次建築制限</p> <p>(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定 建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を<u>定めるものとする。</u></p>	<p>第3節 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>1 第一次建築制限について</p> <p>(2) 指定基準 <u>次の各号に該当する市街地について</u>必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。</p> <p>2 第二次建築制限</p> <p>(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定 建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、<u>都市計画に定める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>